

【表紙】

【発行登録番号】	31-関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 3月22日
【会社名】	株式会社 商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 池田 潤一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3587-7026(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 梅村 尚
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3587-7026(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 梅村 尚
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成31年3月30日)から2年を経過する日(平成33年3月29日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社 商船三井 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号) 株式会社 商船三井 関西支店 (大阪府北区中之島三丁目3番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

設備資金、運転資金及び借入金返済、社債償還資金、C P 償還資金または関係会社への投融資に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 平成29年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日） 平成30年6月26日関東財務局長に提出

事業年度 平成30年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日） 平成31年7月1日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 平成31年度（自平成31年4月1日 至平成32年3月31日） 平成32年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成30年度第1四半期（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日）平成30年8月10日関東財務局長に提出

事業年度 平成30年度第2四半期（自平成30年7月1日 至平成30年9月30日）平成30年11月9日関東財務局長に提出

事業年度 平成30年度第3四半期（自平成30年10月1日 至平成30年12月31日）平成31年2月8日関東財務局長に提出

事業年度 平成31年度第1四半期（自平成31年4月1日 至平成31年6月30日）平成31年8月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 平成31年度第2四半期（自平成31年7月1日 至平成31年9月30日）平成31年11月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 平成31年度第3四半期（自平成31年10月1日 至平成31年12月31日）平成32年2月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 平成32年度第1四半期（自平成32年4月1日 至平成32年6月30日）平成32年8月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 平成32年度第2四半期（自平成32年7月1日 至平成32年9月30日）平成32年11月16日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 平成32年度第3四半期（自平成32年10月1日 至平成32年12月31日）平成33年2月15日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成31年3月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成31年3月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月31日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成31年3月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成30年8月13日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成31年3月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成31年2月4日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の平成30年7月31日提出の臨時報告書の訂正報告書）を平成30年8月15日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記3の平成30年8月13日提出の臨時報告書の訂正報告書）を平成30年8月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録書提出日（平成31年3月22日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社 商船三井 本店

（東京都港区虎ノ門二丁目1番1号）

株式会社 商船三井 名古屋支店

（名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号）

株式会社 商船三井 関西支店

（大阪市北区中之島三丁目3番23号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。